

○介護ロボット等導入支援特別事業実施要綱（案）（「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）」の一部改正案）

第1～第2 （略）

第3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金

1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

(1) 目的

介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

(2) 定義

ア この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

イ この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

ウ この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

エ この要綱において、「介護ロボット」とは、次のiからiiiの全ての要件を満たす介護ロボットであること。

i 目的要件

- ・日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

- ※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

- ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(3) 事業実施要領

ア 本事業の実施者は市町村とする。市町村は、管内の介護サービス事業者からの交付申請書（様式第3号）及び「介護ロボット導入計画」（様式第4号）に基づき、介護ロボット導入に要する費用を補助するものとする。

イ 本事業に基づく補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する経費とする。

ウ 導入する介護ロボットの選定にあたっては以下の事項を検討し、介護ロボット導入計画に付記するものとする。

- ・導入する介護ロボットは、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ・介護ロボットの導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
- ・介護ロボットの導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

エ 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットであって、1機器あたり20万円以上のものとし、1事業所につき300万円を上限として補助するものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も上記上限額の範囲内で補助を行うものとする。

オ 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は1事業所とする。

カ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料を限度とする。

キ 本事業により介護ロボットを導入する介護サービス事業者は、介護サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。以下同じ。）において、当該介護ロボットを使用することによって得ら

れた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、市町村へ報告するものとする。

ク 市町村は、本事業により介護ロボットを導入した介護サービス事業者に対し、原則として導入後3年間、介護サービス事業所における介護ロボットの毎年度の使用状況について、「介護ロボット使用状況報告書」（様式第5号）により、翌年度の4月末日までに報告を求めるものとする。

ケ 市町村は、キの報告をとりまとめ、「市町村介護ロボット導入状況報告書」（様式第6号）により、翌年度の5月末日までに当該市町村の属する都道府県を經由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に報告するものとする。

（4）交付手続き

市町村は、介護サービス事業者から提出のあった介護ロボット導入計画（様式第4号）について、本要綱に定める基準該当性を審査し、適当と認めるものについて、「介護ロボット等導入支援事業特例交付金交付申請書」（様式第9号）に介護ロボット導入計画書を添えて、別に指示する期日までに、当該市町村の属する都道府県を經由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業（略）

3 交付額の算定方法

介護ロボット等導入支援事業特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護ロボット導入計画又は見守り支援機器導入計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

(1) ~ (2) 略

(3) 介護ロボット等導入支援事業特例交付金

| 1 区分 | 2 交付基準単価 | 3 単位 | 4 対象経費 |
|----------------------------|----------|------|------------------------------------|
| 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業 | 3,000千円 | 1事業所 | 介護ロボット購入費（リースの場合は1年分の費用に限る）、初期設定費 |
| 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業 | 100千円 | 1機器 | 見守り支援機器購入費（リースの場合は1年分の費用に限る）、初期設定費 |

様式第3号
番号

平成 年 月 日

〇〇市町村長殿

所在地
事業者名
代表者名 印

介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付申請書

このことについて、〇〇市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別添）
- 3 介護ロボット導入計画書（様式第4号）
- 4 見積書の写し
- 5 その他添付書類

(別添)

経費所要額調書

【介護ロボット等導入支援特別事業】

| 機器名 | 機器購入価格 (A) | 導入台数 (B) | 補助金申請額 (A) × (B) (C) |
|-----|---------------|-------------|----------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第4号

介護ロボット導入計画

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

| | | |
|-----------------------------|--|-----------|
| 法人名 | 介護サービス事業所名 | 介護サービスの種別 |
| | | |
| 介護ロボットの種別 | 介護ロボットの製品名・機器の特徴（有効性、安全性能の検証情報（*））*製造業者又は販売代理店に提供を受け添付すること | |
| | | |
| 購入又はリース・レンタルの別 | リース・レンタルの場合の契約（予定）期間 | |
| | 平成 年 月 ～平成 年 月 | |
| 導入台（セット）数 | 購入又はリース・レンタルに要する経費の内訳 | |
| | | |
| 【事業概要及び導入スケジュール】 | | |
| | | |
| 【倫理面への配慮】 | | |
| | | |
| 【介護ロボット導入により達成すべき目標】（3年間目処） | | |
| | | |
| 【介護ロボット導入により期待される効果等】 | | |
| | | |

介護ロボット使用状況報告書

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

| | | |
|---|------------|-----------|
| 法人名 | 介護サービス事業所名 | 介護サービスの種別 |
| | | |
| 介護ロボットの種別 | 介護ロボットの製品名 | |
| | | |
| 介護ロボット導入時期 | 導入台（セット）数 | |
| 平成 年 月 日 | | |
| <p>【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。</p> | | |
| <p>【介護ロボットの導入効果（導入による業務改善状況等）】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。</p> | | |
| <p>【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。</p> | | |

市町村介護ロボット導入状況報告書

市町村名

| 介護ロボット種別 | 導入事業所数 | 主な介護サービス種別 | 主な導入効果 | 導入に向けた主な課題 |
|--------------|--------|------------|---------------------------------------|------------|
| 移乗支援（装着型） | | | （例） 業務効率化（時短など） 身体的負担軽減（腰痛減少など） | |
| 移乗支援（非装着型） | | | | |
| 移動支援（外出） | | | | |
| 移動支援（屋内移動） | | | | |
| 排泄支援 | | | | |
| 認知症見守り支援（施設） | | | | |
| 入浴支援 | | | | |

様式第9号

〇〇厚生（支）局長あて

市町村名

介護ロボット等導入支援事業特例交付金交付申請書

1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

| サービス事業所名 | サービス種別 | 介護ロボット種別 | 申請額 |
|----------|--------|----------|-----|
| | | | 千円 |
| 合計 | | | |

2 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

| 機器名 | 1 機器あたり金額 | 導入台数 | 申請額 |
|-----|-----------|------|-----|
| | | | 千円 |